

人権チェックリスト



令和2年

2月号

ハラスメントのない職場づくり

職場における主なハラスメント

ハラスメントは働く人の人権を否定する行為で、許されないものであり、従業員が能力を発揮することを妨げるだけでなく、企業の社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。ハラスメントは、どこの職場においても起こり得る問題であり、その主なものとして、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントがあります。

セクシュアル・ハラスメント –セクハラ–

職場において、相手の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したこと
で不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなったりすることをいいます。

パワー・ハラスメント –パワハラ–

職場での優位な立場を利用して、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的
苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為をいいます。

マタニティ・ハラスメント –マタハラ–

妊娠・出産・育児を理由に不利益を受けることや、上司や同僚から嫌がらせ
を受けることをいいます。

事業主をはじめ、従業員一人一人がハラスメントへの正しい理解を深め、人権意識を
高めていく必要があります。

チェック

ハラスメントを受けた時は…

◎はっきりと意思を伝えましょう

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決
していくことが、同じように悩んでいる人を救うことにも繋がります。

◎会社の窓口にご相談しましょう

ハラスメントは個人の問題ではなく会社の問題です。

◎外部の機関にご相談しましょう

社内で相談しづらい場合は、外部の機関にご相談しましょう。

《県相談窓口》

- ・(セクハラ相談) 県男女共同参画センター “りいびる” ☎073-435-5246
- ・(労働問題全般) 労働相談室 ☎073-436-0735

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで ☎073-441-2566

